

手順3 市町の確認による判断



【町への連絡・届出】
必要です

～判断の流れ～

①利用者の状態を確認する

ケアマネジャー等は、利用者の状態が次のア) からウ) の状態像に該当する可能性があり、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながると考えられるか、確認します。

※カッコ内の状態は、例示です。

ア) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者

(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

イ) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者

(例：がん末期の急速な状態悪化)

ウ) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的診断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥税性肺炎の回避)

②医師に意見照会する

①で行った利用者の状態像の判断について、医師の意見を求めます。

③サービス担当者会議を開催する

②で入手した医師の意見を参考に、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながるか検討します。

④町健康福祉課へ必要書類を提出する

⑤町健康福祉課で内容を確認し、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認通知」を交付します。

※ 確認通知は申請者にのみ交付しますので、町から例外給付の確認を得たことについて、必ずケアマネジャーと福祉用具貸与事業者の双方が情報共有してください。

借りられます

再度、手順から
確認が必要です。

- ・要介護（要支援）認定の更新・区分変更を行った場合
- ・貸与品目の追加や大幅な変更を行う場合